

令和7年度登別市立鷺別小学校「いじめ防止基本方針」

1, いじめの定義

いじめは児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行なわれる心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む）で、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法2条1項）

2, いじめの基本認識

いじめは、いつでも、どこでも起こりうることを前提として。

- ① いじめは、校内外を問わずすべての児童に関する問題であり、いじめを認知しながら放置することは絶対にあってはならない。
- ② いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない卑劣な行為であり、どの児童にも起こりうる行為である。
- ③ いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるもので、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるという基本認識に立つ。

3, いじめ防止の基本理念

いじめが行なわれることなく、すべての児童が安心して楽しく充実した学校生活を送れるよう、学校全体でいじめの未然防止、早期発見に努める。さらに、いじめが疑われる場合やいじめを発見した場合は、適切かつ迅速に保護者や関係機関と緊密な連携を図り対処する。また、事故の再発防止に努める。（3条 抜粋）

4, いじめ防止のための基本事項

（1）具体的対策

① いじめ防止のための調査と分析

いじめ防止のための調査および分析を年間計画により実施する。また、調査終了後は校内組織で分析を行い、必要に応じてその対応にあたる。

② 校内におけるいじめの未然防止

いじめの未然防止のため、日常的に児童の望ましい人間関係づくりを醸成し、教育活動全体の中でコミュニケーション能力を育てる。

特に、道徳において人間関係の充実を学び、特別活動でいじめ防止に関する活動を起こすことで、児童の自覚的、自主的行動を支援する。

③ 連携によるいじめの未然防止

保護者・地域・鷺別小学校学校運営協議会（C. S）及び、関係機関との緊密な連携を図りいじめの未然防止にあたる。

④ いじめの早期発見

日常における教職員の連携を重視し、必要に応じた相談および定期的な教育相談活動を組織し全校体制で取り組む。

いじめの認知

（ア）懸念事案把握

（担任による発見、児童・保護者からの相談・年3回アンケート）

（イ）いじめ対策委員会（学期に1度・いじめ発生時は緊急開催）が主体となり、認知・非認知の判定

（ウ）職員への周知

（エ）登別市教育委員会への報告

⑤ インターネットいじめの未然防止

インターネットいじめを防止し効果的に対処できるように、啓発活動を行なう。また、児童・保護者等を対象に外部講師などを招き研修会を行なう。

⑥ いじめ防止に関する教職員研修の充実

いじめ対策推進法、いじめの予防・処置などに関わる研修会を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。

（２）いじめ防止の処置

① いじめ防止のために次の校内組織を置く

校内におけるいじめ防止を実効的に行なうため、以下の処置を担う「いじめ対策校内委員会」を設置する。

「構成員」 校長・教頭・生徒指導部長・教務主任・担任・養護教諭等

「活動」 ・未然防止のための年間活動計画の作成

・調査および教育相談に関すること

・いじめ事案の対応に関すること

・その他いじめに関する事項

「開催」 定例会とし、いじめ発生時は緊急開催する。

② いじめ防止のため保護者、地域を含めた次の組織を置く

いじめ防止を実効的に行なうため、「地域いじめ対策委員会」を設置する。

「構成員」校長・教頭・生徒指導部長・教務主任・PTA正副会長・コミュニティースクール正副代表等

- 「活動」
- ・未然防止のための年間活動計画の承認
 - ・調査および教育相談に関することの報告
 - ・いじめ事案の対応に関することの検討
 - ・その他いじめに関する事項の検討

「開催」 定例会とし、いじめ発生時は緊急開催する。

③ いじめに対する措置

- ・いじめに関する相談を受けた場合は、即日もしくは数日以内に教師や児童に調査を行い速やかに事実の有無の確認を行なう
- ・いじめが確認された場合は、即座にいじめをやめさせ、情報を開示しながら、いじめを受けた児童や保護者への綿密な支援を行なう。また、いじめを行なった児童や保護者に対して指導・助言を継続的に行ない再発防止に努める。
- ・いじめ関係者における争いを生じさせないために、いじめの事実および対処の仕方を共有するために必要な措置を講ずる。

(3) 重大事態への対処

生命、心身および財産に重大な被害が生じた疑い等がある時には、以下の対処を講じる。

- ① 重大事態が生じた時は、登別市教育委員会へ速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、該当事案に対する関係機関による組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心に、事実関係を明らかにするための調査を行なう。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、教育委員会及び所轄警察署と連携し厳正に対処する。

※補：重大事発生の対処「登別市いじめ対策委員会」【調査・対応策】

【構成員】教育指導室担当主幹、教育指導専門員、SSW、SC、
いじめ不登校担当教諭、子育てG担当、顧問弁護士 等

5. いじめ防止対策の評価

いじめを隠蔽せず、いじめの防止の取組、いじめの実態把握や早期発見、さらには、いじめに対する適切な処置を行なうために、マネジメント・サイクルにより実践の検証を行なうとともに、保護者評価などに項目として取り扱い客観的かつ適切に評価する。

- ① いじめに関する調査および分析に関わる内容
- ② いじめ防止に関わる内容
- ③ いじめの早期発見に関わる内容
- ④ いじめ事案に対する処置に関わる内容
- ⑤ いじめ再発防止に関わる内容
- ⑥ いじめ防止に対する教職員の指導および連携に関わる内容
- ⑦ 関係機関との連携に関わる内容

平成 26 年 2 月 作成
令和元年 5 月 一部改正
令和 3 年 7 月 一部改正